

# 外国籍選手の登録に関する規程

## 第1条 〔目的〕

この規程は、Vリーグ機構規約およびVリーグ機構登録規程で定める外国籍選手の登録に関して定めることを目的とする。

## 第2条 〔外国籍選手の定義〕

Vリーグに登録する外国籍選手を次の2種類に区分し定義する。

### ① A登録外国籍選手

日本国籍を有せず、下記の条件のいずれかに該当しない選手

(i) 日本で出生し引き続き日本で生活をしている外国籍選手

(ii) B登録外国籍選手

### ② B登録外国籍選手

20歳以上で、帰化の意思があり下記の条件をすべて満たし、3年以内に帰化が許可される見込みの外国籍選手

(i) 日本において3年以上の就学実績を有する

(ii) 当該チームの所属選手としてチームの管理・監督が及ぶ状態で、1年以上の就労実績がある

(iii) 日本のバレーボール界およびVリーグの競技力向上に寄与し、チームの中心選手としての活躍が期待できる

## 第3条 〔A登録外国籍選手の登録〕

① A登録外国籍選手は、B登録外国籍選手とは別に1名に限り構成員とすることができる。

② A登録外国籍選手は、国際バレーボール連盟（以下、FIVB）の規程に従い、正当な手続きが完了していなければならない

③ 構成員とするA登録外国籍選手は、チーム構成員として（財）日本バレーボール連盟（以下、JVA）の登録をしなければならない。

## 第4条 〔B登録外国籍選手の登録〕

① B登録外国籍選手は、A登録外国籍選手とは別に1名に限り構成員とすることができる。

② B登録外国籍選手の登録をする場合、第5条および第6条に規定する申請と審査を経て、登録の承認を得なければならない。

③ B登録外国籍選手は、FIVBの規程に従い、正当な手続きが完了していなければならない

④ 構成員とするB登録外国籍選手は、チーム構成員としてJVAの登録をしなければならない。

## 第5条 〔B登録外国籍選手の登録の申請〕

① 新たにB登録外国籍選手の登録をしようとするチームは、B登録外国籍選手登録申請書（別紙-1）に必要事項を記入の上、その他必要資料一式とともに、Vリーグ機構に申請しなければならない。

- ② 直前のシーズンにおいて、B登録外国籍選手として登録を承認された選手で、引き続きB登録外国籍選手として登録を継続したい場合、チームは、B登録外国籍選手登録申請書（別紙-1）に必要事項を記入の上、新規登録申請時に提出した書類を更新したものに加え、Vリーグでの活動実績等必要書類を添付して申請しなければならない。
- ③ その年のシーズンに選手登録を希望する選手については、新規または継続のいずれの場合も、チームは原則として7月1日までに申請しなければならない。

#### 第6条 【B登録外国籍選手の審査】

- ① チームから申請があったB登録外国籍選手の登録の可否を判定するために、Vリーグ機構にB登録外国籍選手審査委員会（以下、審査委員会）を設置する。
- ② 審査委員会の運営の詳細については、別途定める内規による。
- ③ 審査委員会は、新規の申請および継続の申請に対して、書類審査、面接審査および総合審査を行い、登録の可否を判定する。
- ④ 審査委員会は、申請の不備やB登録外国籍選手の活動に不備がある場合は、Vリーグ機構裁定委員会に制裁の適用の是非を仰がなければならない。

#### 第7条 【帰化が実現しない場合の罰則】

- ① 法務局への帰化申請が可能な状態であるにもかかわらず帰化申請を行なわなかった場合、裁定委員会は下記の制裁を課す。
  - (i) 当該選手は、当該年度を含めて以降3シーズンVリーグ登録を認めない
  - (ii) チームは、当該年度を含めて以降3シーズンのB登録外国籍選手の登録を認めない
- ② 継続の申請の審査において、第6条④項に記す不備があった場合についても、前項に準ずる制裁が課される場合がある。
- ③ 当該選手が帰化申請したが法務局で受理を却下された場合および受理された帰化申請が承認されなかった場合は、原則として制裁の対象としない。
- ④ 裁定委員会は①～③項のいずれの場合に対しても、帰化が実現しない事情を考慮して、制裁の軽減や免責、追加をすることができる。

#### 第8条 【移籍の可否】

- ① A登録外国籍選手は、FIVBの規程の正規の手続きを経ることにより移籍可能とする。
- ② B登録外国籍選手の他チームへの移籍は、一切認めない。

#### 第9条 【実施時期について】

この規程は、平成21年4月に公布（制度決定）するが、施行（申請の受付を開始し、審査により登録が承認されれば、そのシーズンから出場が可能になる）は、平成23年度からとする。

#### 第10条 【改正】

本規程を改正しようとするときは、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

## 附 則

本規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。(平成 21 年 4 月 2 日理事会最終決定)

<別紙-1>

## B登録外国籍選手登録申請書 (新規・継続)

Vリーグ機構

木村 憲治 会長

このたび、当チームに所属する下記の選手につきまして、将来の帰化の意志が固いことを確認致しましたので、Vリーグ機構登録規程第11条のB登録外国籍選手としての登録（新規・継続）を申請いたします。

なお、法務局への帰化の申請が可能になったときは、速やかに帰化申請を行ないます。

### B登録外国籍選手登録予定選手

氏名	日本文	姓		名	
	英文	姓		名	
国籍					
生年月日(年齢)	西暦	年	月	日	生れ (歳)
日本でのプレー歴 (留学学校名など)					

平成 年 月 日

チーム名 \_\_\_\_\_

代表者(部長) \_\_\_\_\_ 印